

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「有する者」の次に「（以下「所有者等」という。）」を加え、「、当該環境保護地区」を「当該環境保護地区」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第8条第1項の保護協定の締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。

第7条第1項中「所有者、管理者又はその他の権限を有する者（以下「所有者等」という。）」を「所有者等」に改める。

第27条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

環境保護地区の指定解除等の基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。